

FUSHIMITTO キッズスクール規約

キッズスクールに入会される方は以下の内容を良くお読みいただき、ご理解、ご同意の上、入会申込用紙の誓約書にご記入ください。

第1条 名称

本クラブはFUSHIMITTO(以下本クラブという)と称します。

第2条 所在地

本クラブは京都府京都市伏見区竹田青池町135を所在地とします。

第3条 目的

本クラブはスポーツを通じ運動神経の向上と、自主性、向上心といった心の育成を図ると共に、会員相互の親睦を深め、地域における健康で明るいコミュニティ作りに寄与することを目的にします。

第4条 運営管理

本クラブの施設は、「株式会社メゾネット」(以下会社という)が経営、管理します。

第5条 入会資格

FUSHIMITTOキッズスクール(以下本スクールという)は未就学児～小学高学年までの健康な方で、趣旨に賛同し、本規約を承諾した方のみとします。

次の各号に該当する場合は入会資格を喪失します。

- 1、暴力団関係者、反社会的勢力関係者の方。
- 2、刺青、タトゥーがある方。
- 3、医師から運動を禁止されている方。
- 4、他人に伝染する恐れのある病気などにかかっている方。
- 5、本クラブが会員として適さないと判断した方。

第6条 入会手続き

1、本クラブに入会を希望する方は、所定の申込み用紙と振替依頼書に必要事項を記入し、本規約に同意し捺印の上、申込みを行うものとします。

本クラブの承諾後、登録金、入会金、諸会費を納入するものとします。(初回のみ二ヶ月分の諸会費が必要)

2、本クラブに入会するときは、所定の申込方法により保護者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。

この場合、保護者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。

3、前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合でも、本クラブが審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予めご了承いただけます。

第7条 諸費用

- 1、会員は入会時に本クラブが別途定める、登録料・入会金・月謝を納入するものとする。月謝の支払い時期、支払方法についても別途定める。※入会日が月途中の場合は、週割り致します
- 2、一旦納入していただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。
- 3、本クラブが運営上必要と判断した場合、諸費用の変更する場合があります。
- 4、会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、自らが所属する会員種別において必要となる諸費用を支払うものとします。
- 5、イベント、発表会を開催するにあたり、別途費用が発生する場合は、通常月謝とは別途でご負担頂きます。

第8条 開講日程

本スクールの開講日程は第一週目、二週目、三週目、四週目の月4回となります。(開講日が祝日となった場合は第五週目または別日に振替日を設けて実施)

年間スケジュールを配布しております。休校日、振替日をご確認の上ご参加いただけます。また、急な変更の際はその都度ご連絡させていただきます。

第9条 休校・振替

会員の個人都合で欠席される場合、振替日は設けませんので予めご了承ください。

天災による警報発令時及び、担当インストラクターの都合により休校となる場合があります。休校時の連絡は入会時にご登録頂いた最新のご連絡先に連絡するものとする。

休校の場合は別日に振替日を設けます。振替日の不参加については、諸会費の返金は致しかねます。

第10条 会員資格の取得

第6条の入会手続き後、会社が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日に、入会申込者は会員資格を取得するものとする。

第11条 スポーツ保険の加入

スクールの特性上、レッスン中の事故及び怪我は避けられないため、本クラブは必要最低限でのスポーツ保険に加入しております。

移動中の事故や他の方に怪我を追わせてしまう等の懸念もあるため、各自で任意保険等にご加入して頂くことをお勧め致します。

第12条 写真・動画の使用

写真及び動画について、スクール中に撮影した写真及び動画については、本クラブがサイトやチラシに利用することができます。

第13条 登録内容の変更

- 1、会員は、入会申込書の記載内容に変更があった場合には、速やかに本クラブで変更手続きが必要となります。その後に変更があった場合も同様です。
- 2、スクール種別の変更を希望する場合には、毎月10日(休館の場合は翌営業日)までに変更届を提出するものとし、翌月からの変更となります。
- 3、本クラブの会員への諸通知等は、会員から届出があった最新の連絡先宛に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

第14条 会員資格の譲渡・相続

本クラブの会員資格は、他の方に譲渡・相続できません。

第15条 諸規則の遵守

会員及び保護者は、本クラブの施設利用にあたり、本規約および施設内規則を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従うものとします。

第16条 禁止事項

会員、保護者は次の行為をしてはいけません。

- 1、施設スタッフの許可無く館内の撮影をする行為。
- 2、他の方や施設スタッフ、本クラブ、会社を中傷・誹謗する行為。
- 3、他の方や施設スタッフに対する暴力行為、威嚇行為、迷惑行為。
- 4、本クラブの施設の備品・器具を壊す、落書きする、持ち帰る行為。
- 5、本クラブが持つ駐車場を本クラブの利用目的以外で駐車する行為。
- 6、他の方や施設スタッフを待ち伏せする、後をつける、みだりに話しかける等の行為。
- 7、正当な理由がなく、電話、面談等の方法で施設スタッフの業務妨げになる等の行為。
- 8、営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動を行う行為。
- 9、館内での喫煙行為。
- 10、痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- 11、館内への危険物を持ち込む行為。
- 12、館内に動物を連れ込む行為。
- 13、本クラブの秩序を乱す行為。
- 14、その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

第17条 責任事項

- 1、会員が本クラブの施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本クラブ側に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
- 2、会員同士及び保護者同士の間に生じた係争やトラブルについても、本クラブ側に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。
- 3、会員が本クラブの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えたときは、その会員及び保護者が当該損害に関する責を負うものとします。
- 4、会員が本クラブの施設の利用中、盗難、紛失については本クラブは一切の損害賠償の責を負いません。
- 5、スクールの特性上、レッスン中の怪我は避けられません。当クラブ管理下で怪我をされた場合、その場で可能な範囲の応急処置は致しますがその後の責任は一切負いません。

第18条 会員資格喪失

次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- 1、第20条に定める退会手続きが完了したとき。
- 2、第22条により本クラブに除名されたとき。
- 3、会員本人が死亡されたとき。
- 4、破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき。または任意整理の申し出があったとき。
- 5、第24条により、利用できる施設の全てが閉鎖されたとき。

第19条 休会

会員は、休会を希望する時は、毎月10日(休館の場合は翌営業日)までに本クラブが別途定める休会届を直接フロントに提出し、手続きを完了していただく必要があります。本クラブは休会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。休会届を提出した会員は、会員資格の継続のために、2,160円を月々休会費として支払うこととします。休会期間は一度の休会で最大3ヵ月間となります。(年間を通して何度か休会制度をご利用いただく事は可能です。)休会希望期間を過ぎますと自動的に復会となり、ご登録いただいている口座から翌月分の会費のご請求をさせていただきます。*12月から休会を希望される場合は、11月10日が締切となります。

第20条 退会

会員は、退会を希望する時は、毎月10日(休館の場合は翌営業日)までに本クラブが別途定める退会届けを直接フロントに提出し、手続きを完了していただく必要があります。本クラブは退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。*12月末で退会を希望される場合は、12月10日が締切となります。妊娠を理由に退会する場合にはその届出日(母子手帳を提示していただきます。)を退会日とし、退会月の月会費は週割り計算し返金します。

第21条 変更

会員は、変更を希望する時は、毎月10日(休館の場合は翌営業日)までに本クラブが別途定める変更届けを直接フロントに提出し、手続きを完了していただく必要があります。本クラブは変更手続きが完了するまで、変更前の諸費用を請求する権利を有します。*12月末で変更を希望される場合は、12月10日が締切となります。

第22条 会員に対する除名処分

次の各号に会員及び保護者が該当した場合、本クラブは、その会員に対して本クラブから除名することができます。

- 1、第5条の入会資格を喪失したとき。
- 2、本クラブの規約及び諸規則に違反したとき。
- 3、諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。尚、除名後も本クラブは未納分の諸費用を請求する権利を有します。
諸費用の支払いが一月遅れた場合、当クラブよりお支払の連絡をさせていただきます。
諸費用の支払いが二ヶ月遅れた場合、当クラブよりお支払の催告をさせていただきます。
諸費用の支払いが二ヶ月以上遅れ、当クラブの催告に応じられなかった場合、法的手続きを取らせて頂く場合がございます。
- 4、第23条に該当したとき。
- 5、本クラブ及び会社の名誉を傷つけ、秩序を乱したり、本クラブ会員としてふさわしくない行為をしたとき。
- 6、法令に違反したとき。

第23条 利用の禁止

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。

- 1、暴力団関係者、反社会的勢力関係者であることが判明したとき。
- 2、刺青、タトゥーがあることが判明したとき。
- 3、一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明したとき。
- 4、伝染病、その他、他の方に伝染または感染する恐れのある疾病を有することが判明したとき。
- 5、第16条で禁止される行為を行ったとき。
- 6、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。
- 7、医師から運動を禁じられていることが判明したとき。
- 8、入会申込について会員が親権者の同意を得られていない未成年であると判明したとき。(但し、本クラブが特に認めた場合を除きます)
- 9、過去に本クラブより除名の通告を受けていたことが判明したとき。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、本クラブが検討した結果、施設利用を認めることがあります。

第24条 施設の一時的閉鎖・一時的休業

次の各号に該当するときは、本クラブは、施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- 1、天災、その他外的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- 2、施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- 3、定期休業等による場合。
- 4、その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。

第25条 諸費用の変更ならびに運営システム変更について

- 1、本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、本クラブが必要と判断したときはこれらを変更することができます。
- 2、前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、本クラブは、一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第26条 告知方法

本規約における会員への告知方法は、施設内、ホームページへの掲示とします。

第27条 規約の改定

本クラブは、規約等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、本クラブは一ヶ月前までに告知することとし、改定した規約等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第28条 個人情報保護

- 1、会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。
- 2、会員は、自己が会社に提供した個人情報が正確であることを保証します。会社は、当該情報が不正確であることにより会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

2015年11月1日に規約が改訂されました。
ただし、10月31日までにご入金された会員様には、12月1日から適用になります。それまでは、改訂前の規約が適用になります。

株式会社メゾネット 2015.11.1